



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項）

目次	(取扱課室名)	ページ
○ 告示		
345 公共測量の実施	(技術調査課)	1
346 道路の供用開始	(道路保全課)	1
347 道路の区域変更	(")	2
348 道路の供用開始	(")	2
349 道路の区域変更	(")	2
350 道路の供用開始	(")	3
351 道路の区域変更	(")	3
352 道路の供用開始	(")	3
353 //	(")	4
354 道路の区域変更	(")	4
355 道路の供用開始	(")	4
356 道路の区域変更	(")	5
357 道路の供用開始	(")	5
358 随意契約の相手方の決定	(会計課)	5
○ 人事委員会告示		
*7 平成11年和歌山県人事委員会告示第5号（労働基準監督機関の職権行使区分）の一部改正		6
○ 監査公表		
監査公表第11号		7
監査公表第12号		14

告 示

和歌山県告示第345号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき美浜町長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年3月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 作業の種類 公共測量（数値地形図データ更新）
- 作業期間 令和5年3月10日から同月31日まで
- 作業地域 和歌山県日高郡美浜町地内

和歌山県告示第346号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

道路の種類 県道

路線名 高野口野上線

供用開始の区間 海草郡紀美野町蓑垣内字芝垣内31番地先から同町蓑垣内字芝垣内9番3地先まで

供用開始の期日 令和5年3月24日

和歌山県告示第347号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 有田湯浅線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡湯浅町大字栖原字苜菽1433番1地先から同町大字栖原字山下554番1地先まで	旧	4.11 } 18.63	443.07	
同上	新	6.18 } 18.63	442.46	

和歌山県告示第348号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 有田湯浅線

供用開始の区間 有田郡湯浅町大字栖原字苜菽1433番1地先から同町大字栖原字山下554番1地先まで

供用開始の期日 令和5年3月24日

和歌山県告示第349号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 御坊湯浅線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
日高郡日高町大字池田字工田71番1地先から同町大字池田字中ノ長329番3地先まで	旧	3.80 } 9.00	156.30	
同上	新	4.80 } 11.10	155.20	

和歌山県告示第350号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道
路線名 御坊湯浅線

供用開始の区間 日高郡日高町大字池田字工田71番1地先から同町大字池田字中ノ長329番3地先まで
供用開始の期日 令和5年3月24日

和歌山県告示第351号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 井関御坊線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
日高郡日高町大字原谷字上山131番1地先から同町大字原谷字正津井129番1地先まで	旧	6.00 } 12.20	53.90	
同上	新	10.00 } 21.50	54.20	

和歌山県告示第352号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、

告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 井関御坊線

供用開始の区間 日高郡日高町大字原谷字上山131番1地先から同町大字原谷字正津井129番1地先まで

供用開始の期日 令和5年3月24日

和歌山県告示第353号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 井関御坊線

供用開始の区間 日高郡日高町大字萩原字牛内2118番1地先から同町大字萩原字笹山1349番3地先まで

供用開始の期日 令和5年3月24日

和歌山県告示第354号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 芳養清川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市上芳養字西福343番3地先から同市上芳養字西福343番1地先まで	旧	6.22 } 6.39	65.60	
同上	新	10.95 } 11.90	65.60	

和歌山県告示第355号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 芳養清川線

供用開始の区間 田辺市上芳養字西福343番3地先から同市上芳養字西福343番1地先まで

供用開始の期日 令和5年3月24日

和歌山県告示第356号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 温川田辺線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市伏菟野字見行341番1地先から同市伏菟野字見行356番地先まで	旧	3.20 ） 13.90	153.10	
同上	新	5.70 ） 13.90	152.10	

和歌山県告示第357号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 温川田辺線

供用開始の区間 田辺市伏菟野字見行341番1地先から同市伏菟野字見行356番地先まで

供用開始の期日 令和5年3月24日

和歌山県告示第358号

令和4年度～令和6年度財務会計システム改修業務（電子決裁データ連携対応のための改修）の委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務

の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年3月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和4年度～令和6年度財務会計システム改修業務（電子決裁データ連携対応のための改修） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県会計局会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年2月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通Japan株式会社和歌山支店
和歌山県和歌山市黒田一丁目1番19号
- 5 随意契約に係る契約金額
145,175,580円（うち消費税及び地方消費税の額13,197,780円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第2号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第7号

平成11年和歌山県人事委員会告示第5号（労働基準監督機関の職権行使区分）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から適用する。

令和5年3月24日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

第1項第1号の表中「事務所名」を「事業場名」に改め、同表中南紀熊野ジオパークセンターの項を削り、同表環境衛生研究センターの項の次に次のように加える。

南紀熊野ジオパークセンター	12
---------------	----

第1項第1号の表中教育事務所の項、和歌山盲学校（寄宿舎を除く。）の項及び和歌山ろう学校（寄宿舎を除く。）の項を削り、同表支援学校（寄宿舎を除く。）の項中「支援学校」を「特別支援学校」に改める。

第1項第2号の表教育庁の項の次に次のように加える。

教育事務所

第1項第2号の表警察本部の項の次に次のように加える。

情報管理課
留置管理課
鑑識課

機動捜査分析課
科学捜査研究所
交通部（高速道路交通警察隊を除く。）
高速道路交通警察隊
機動隊

第1項第2号の表中交通センターの項を削る。

第2項の表中「事務所名」を「事業場名」に改め、同表支援学校寄宿舎の項中「支援学校寄宿舎」を「紀北支援学校寄宿舎」に改め、同項の次に次のように加える。

南紀はまゆう支援学校寄宿舎	13
---------------	----

監 査 公 表

和歌山県監査公表第11号

令和4年9月6日付け監査報告第10号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年3月24日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 谷 洋 一
 和歌山県監査委員 多 田 純 一

1 知事直轄

(1) 秘書課

監査実施年月日 令和4年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 旅行命令簿において、夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 誤支給となっていた旅費について、返納手続を行うとともに、今後は適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。

2 総務部

(1) 人事課

監査実施年月日 令和4年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 和歌山県職員研修所機械警備業務委託の支出負担行為の決裁について、出納機関への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。	注意事項 ア 長期継続契約に係る支出負担行為について、和歌山県財務規則の運用について（依命通達）（昭和63年4月1日付け出第1号）に基づき、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。

(2) 財政課

監査実施年月日 令和4年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置

<p>注意事項 ア 旅行命令において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 今後は、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p>
--	---

(3) 管財課

監査実施年月日 令和4年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 繰出金の支出負担行為において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 事務決裁規程（昭和62年和歌山県訓令第8号）に基づき、適正に処理するよう、課員に周知徹底した。</p>

3 企画部

(1) 文化学術課

監査実施年月日 令和4年8月16日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 物品調達において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。（文化祭推進局）</p>	<p>注意事項 ア 事務決裁規程に基づき、適正に処理するよう、関係職員に周知徹底した。</p>

(2) 国際課

監査実施年月日 令和4年8月16日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 役務費手数料の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 支出負担行為の合議を要する経費については、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）等に基づき、適正に処理するよう、職員に周知徹底した。</p>

(3) 移住定住推進課

監査実施年月日 令和4年8月16日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 旅行命令簿において、夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 過支給となった旅費については、納入通知書を発行し、返納手続を行った。旅行命令簿の記載に際しての、夜間帰着の該当の有無の確認については、職員等の旅費に関する条例（昭和41年和歌山県条例第34号）等に基づき、今後は、適正に処理するよう、職員に周知徹底した。</p>

4 環境生活部

(1) 環境管理課

監査実施年月日 令和4年8月16日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 郵便切手類使用簿において、四半期ごとの現物確認を行っていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 第3四半期までは残高を記載押印していたが、第4四半期において残高の記載押印漏れがあった。今後、このようなことのないよう、関係職員に周知徹底した。</p>

(2) 県民生活課

監査実施年月日 令和4年8月16日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置

<p>注意事項</p> <p>ア 外出承認をすべきところ旅行命令を行い、旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 自動車等使用台帳について、車両管理者等の確認がなされていなかったなので、適正に処理されたい。</p> <p>ウ ビッグ愛・ビッグホエール駐車回数券使用簿について、所属長の承認がなされていなかったなので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 過支給の旅費については、判明後、早急に返納手続を行い、返納を完了した。今後は職員等の旅費に関する条例等に基づき、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p> <p>イ 自動車等使用台帳について、和歌山県県有自動車等管理規程（平成13年和歌山県訓令第4号）に基づき、使用状況の報告等の適正な処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p> <p>ウ ビッグ愛・ビッグホエール駐車回数券使用簿の承認漏れについて、回数券を使用する職員は、必ず所属長の承認を受けるなど適正に処理するよう、所属職員に周知徹底した。</p>
---	--

(3) 青少年・男女共同参画課

監査実施年月日 令和4年8月16日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 県から指定管理者に貸し付けていた備品を、当該指定管理者に処分させていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 和歌山県財務規則等に基づき、適正な物品管理を行うよう、課内職員に周知徹底するとともに、各指定管理者に対しても、県から借り受けている備品の管理手順について周知徹底した。</p>

5 福祉保健部

(1) 福祉保健総務課

監査実施年月日 令和4年8月18日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>指摘事項</p> <p>ア 就労準備支援事業の委託に係る事務処理について、不正な決裁手続及び不正な知事印の使用により不適正な公金支出が行われ、また、委託料の私費による支払及び関係する公文書の毀棄という事案が発生した。</p> <p>加えて、医療扶助に係る診療報酬の返還事務が遅延している事例もあった。</p> <p>これらの事案その他、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく指定医療機関に係る事務の遅延等を含めた不適正な事案について適正に処理するとともに、今後このようなことのないよう、必要な措置を講じられたい。</p> <p>注意事項</p> <p>ア 郵便切手類使用簿に記載されていない購入時期等が不明の郵便切手が複数あったので、適正に管理されたい。</p>	<p>指摘事項</p> <p>ア 今後、不適正な事務処理が発生するようなことのないよう、管理職等において、積極的に事務の進捗状況を把握するとともに、所属職員に対し、公務員としての規範意識を向上させるための指導を行うほか、不適正な事務処理が疑われる事案を把握した場合は、速やかに管理職等に報告するよう指導を行った。</p> <p>注意事項</p> <p>ア 郵便切手類使用簿について、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、適正に管理を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p>

(2) 障害福祉課

監査実施年月日 令和4年8月18日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 償還金、利子及び割引料の支出負担行為において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 旅行命令簿において、早朝出発の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 事務決裁規程に基づき、専決事項の確認及び適正な事務処理の徹底を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p> <p>イ 誤支給となっていた旅費について返納手続を行うとともに、今後は、職員等の旅費に関する条例等に基づき適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p>

(3) 医務課

監査実施年月日 令和4年8月18日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 高速衛星データ通信設備等整備事業に係る備品購入費の決裁について、決裁区分を誤っていたので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 事務決裁規程に基づき、専決事項の確認及び適正な事務処理の徹底を行うよう、所属職員に周知徹底した。

(4) 健康推進課

監査実施年月日 令和4年8月18日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 旅行命令簿において、夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 誤支給となっていた旅費について返納手続を行うとともに、今後は、職員等の旅費に関する条例等に基づき適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。

(5) 国民健康保険課

監査実施年月日 令和4年8月18日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 収入調定票において、決裁権者の決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 決裁権者の決裁がなされていることを確認した上で簿冊に綴じるなど、適正に処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。

6 商工観光労働部

(1) 商工観光労働総務課

監査実施年月日 令和4年8月16日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 公用車新車登録手数料に係る資金前渡において、不足分を業者が立替払している事例があったので、適正に処理されたい。 イ 補助金の支出負担行為において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。 ウ 収入調定票兼収納状況一覧表（事後調定）において、出力されず決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 見積書の金額に誤りがないか確認するとともに、業者に対して立替払が認められない旨を事前に通知することとし、適正に処理を行い、立替払をされるようなことのないよう、職員に周知徹底した。 イ 事務決裁規程に基づき、適正に処理するよう職員に周知徹底した。 ウ 収入調定票兼収納状況一覧表（事後調定）の出力漏れがないか複数人で確認を行うこととし、事後調定時の事務処理を適正に行うよう、職員に周知徹底した。

(2) 労働政策課

監査実施年月日 令和4年8月16日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 負担金に係る協定書について、出納機関への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。 イ 償還金、利子及び割引料の支出負担行為において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 和歌山県財務規則の運用について（依命通達）に基づき、今後は適切に事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。 イ 事務決裁規程に基づき、今後は適切に事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。

(3) 産業技術政策課

監査実施年月日 令和4年8月16日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア スペースポート紀伊ロケット打上げ応援会カウンタダウン看板製作等業務委託契約の契約保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたので、適正に処理されたい。</p> <p>イ ETCカード使用承認・使用管理簿において、旅行命令権者の承認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 契約業者に改めて確認した結果、看板の作成・設置業務は対象期間内に複数件受託していることが判明した。 今後は適正な契約事務を行うよう、職員に周知徹底した。</p> <p>イ 旅行命令権者の承認印が押印されていることを担当者が確認の上、ETCカードを旅行者に手渡すよう、職員に周知徹底した。</p>

(4) 企業立地課

監査実施年月日 令和4年8月16日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 積立金の支出負担行為において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 積立金の支出負担行為について、事務決裁規程に基づき適正に事務を行うよう、職員に周知徹底した。</p>

(5) 観光振興課

監査実施年月日 令和4年8月16日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 非常勤職員から誤って控除した住民税について、還付に係る事務手続がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>イ 自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。(世界遺産センター)</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 非常勤職員の報酬から1か月分多く控除していた住民税について、還付処理を行うとともに、今後は、住民税の控除額に過不足がないことを定期的に確認し、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p> <p>イ 自動車等使用台帳について、車両管理者等が確認後に押印すべきところ、押印が漏れていた。今後は、公用車を使用した場合は、必ず車両管理者等の確認を受け、押印漏れのないよう、職員に周知徹底した。</p>

(6) 観光交流課

監査実施年月日 令和4年8月16日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 令和3年度インバウンド下見旅行等包括的手配業務委託の変更契約の仕様書について、記載の必要のない項目が含まれていたため、適正に処理されたい。</p> <p>イ 多言語電話通訳・簡易翻訳サービス包括業務委託契約について、金額の積算基礎を確認することなく支出負担行為の金額の増減を行っていたため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 会計課等からの通知や各担当者の知見等も踏まえて、契約時のチェックリストを作成し、起案時に担当者が確認するとともに、起案書類に添付することで、上長においても確認できるよう、事務手続を改めた。</p> <p>イ 支出負担行為時の金額については口頭での連絡等に基づいて入力するのではなく、見積書等の根拠書類を確認、突合した上で入力、作成するよう職員に周知徹底した。</p>

7 農林水産部

(1) 農林水産総務課

監査実施年月日 令和4年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置

<p>注意事項 ア 旅費の支出において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。 (ア) 夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給していた。 (イ) 外出承認すべきところ旅行命令を行い、旅費を支給していた。</p>	<p>注意事項 ア 過払及び誤払の旅費については返還手続きを行い、返還を完了した。また、職員等の旅費に関する条例等の規定に基づき、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底し、確認体制を強化した。</p>
--	--

(2) 畜産試験場

監査実施年月日 令和4年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 医薬品の廃棄について、不適切な処理を行っていたので、今後このようなことのないよう、適正な処理に努められたい。</p>	<p>注意事項 ア 不適切な処理の判明後、汚染された土壌を回収し、飛散防止等の処置を行った。今後は、医薬品を含めた物品について、適切に管理するよう所属職員に指導した。</p>

(3) 畜産課

監査実施年月日 令和4年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 外出承認すべきところ旅行命令を行い、旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 誤払の旅費について返還手続きを行い、返還を完了した。また、職員等の旅費に関する条例等の規定に基づき、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底し、確認体制を強化した。</p>

8 県土整備部

(1) 検査・技術支援課

監査実施年月日 令和4年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 小型無人航空機施設賠償責任保険・動産総合保険に係る保険料の支出について、支出負担行為として整理する時期を誤っていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 保険申込時に和歌山県財務規則等を確認の上、支出負担行為等の事務処理を行うこととした。また、和歌山県財務規則等に基づき事務を行うよう研修を実施するとともに、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p>

(2) 道路保全課

監査実施年月日 令和4年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 常時の資金前渡について、前渡資金出納簿を備えていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 常時の資金前渡について、前渡資金出納簿を直ちに作成するとともに、和歌山県財務規則の運用について（依命通達）に基づき適正に事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

(3) 河川課

監査実施年月日 令和4年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 河川敷地の不法占用については、令和3年度末で4件あることから、引き続き不法占用者に対して厳</p>	<p>注意事項 ア 河川敷地の不法占用については、「和歌山県河川法違反行為対策指針」に基づき、不法占用者に</p>

<p>正に対処されたい。 また、河川巡視等により、不法占用の防止を図られたい。</p> <p>イ 廃川敷地の処理について、不法占用となっている土地については、取得時効の成立に至ることのないよう厳正に対処するとともに、新たな不法占用の発生を防止するため定期的なパトロールを実施されたい。 また、案件ごとに適切な早期処理方針を検討するとともに、引き続き適正な管理に努められたい。</p> <p>ウ 消耗品費の支出において、請求内容や納品状況を確認せず、誤って履行確認をしている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>対して現状が違法行為であることを十分認識させ、その形態等に応じた指導や処分を実施しているところであり、引き続き、指導や河川敷地の売払い等の検討を行うなどの具体的な対応により、全面的な解消に努めていく。 また「河川パトロール実施要領」に基づく河川監視を実施することにより、新たな不法占用の防止に努めていく。</p> <p>イ 不法占用となっている廃川敷地の処理については、早期に処分するよう努めているが「隣地の境界が明確でない」、「価格等を理由に隣接土地所有者との同意が得られない」等の理由で解決に時間を要している。 なお、令和3年度において、和歌川における案件について、相手方と売払いに係る協議を行っており、売払い単価の理解が得られれば、売り払う予定である。 今後とも、速やかに処理が行えるよう関係機関等と協議を進め、引き続き適正な管理に努めていく。</p> <p>ウ 履行確認に際しては、請求内容と納品状況を確認の上、行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>
---	--

(4) 建築住宅課

監査実施年月日 令和4年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 随時の資金前渡の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 随時の資金前渡の支出事務について、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p>

(5) 港湾空港振興課

監査実施年月日 令和4年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア ETCカード使用承認・使用管理簿において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。 (ア) 管理者の確認印欄に当日不在の職員の印を押印していた。 (イ) 管理者確認年月日の記載を誤っていた。 (ウ) 返却年月日及び管理者確認年月日の記載を誤っていた。 (エ) 高速等利用区間の記載が漏れていた。 (オ) 使用年月日の記載を誤っていた。 (カ) 借用年月日及び返却年月日の担当者の貸出及び返却確認印欄に当日不在の職員の印を押印していた。 (キ) 管理者確認年月日の記載が漏れていた。 イ 令和2年度及び令和3年度に支出すべき使用料及び賃借料において、令和4年度に過年度払している事例があったので、適正に処理されたい。 ウ 県営港湾施設管理特別会計における消費税の取扱いにおいて、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア ETCカード使用承認・使用管理簿への必要事項の記入等について、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p> <p>イ 該当年度内に会計処理が適切に行われているか、契約事項の再点検を行った。また、今後、このようなことのないよう、契約相手方に対し、契約書に基づき、速やかに請求書を提出するよう求めることとした。 ウ 消費税の取扱いについては、国税通則法（昭和37年法律第66号）等に基づき、適正な納税を行うとともに、和歌山県財務規則等に基づき、適正な</p>

(ア) 法令の解釈を誤った結果、修正申告を行うこととなり、延滞税及び加算税を支払っていた。
 (イ) その際の支出負担行為について、関係課への合議がなされていなかった。

事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。

(6) 港湾漁港整備課

監査実施年月日 令和4年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 常時の資金前渡において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(ア) 前渡資金出納簿に戻入日、戻入金額、残額の登記が漏れていた。</p> <p>(イ) 前渡資金受払計算書の出納機関への提出が遅延していた。</p> <p>イ ETCカード使用承認・使用管理簿において、旅行命令権者の承認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 常時の資金前渡について、適正に処理を行うよう、職員に周知徹底した。また、担当者とは別に確認者を選任し、複数人でチェックするようにした。</p> <p>イ ETCカードに係る管理の徹底等について（平成21年7月7日付け出第129号）等に基づき、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p>

9 会計局

(1) 会計課

監査実施年月日 令和4年8月18日

監査結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 支出負担行為において、合議区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 和歌山県財務規則等に基づき適正に事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。また、出納員研修を始めとする会計課主催の研修会等の機会を通じて、各課へ周知を図ることとした。</p>

10 教育委員会

(1) 教職員課

監査実施年月日 令和4年8月16日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 手数料を証紙により徴収している教員臨時免許状の授与伺において、決裁権者の決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 起案文書が返却された際に、決裁者等の押印に漏れがないか確認するよう、職員に周知徹底した。</p>

11 公安委員会

警察本部

監査実施年月日 令和4年8月18日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 損害賠償金の支払を伴う公用車による交通事故が複数発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 教養課指導担当者による運転訓練や所属幹部による同乗指導など実車を用いた訓練を強化するとともに、公用車による交通事故の発生実態に応じた具体的な指示・教養を実施するなど、公用車の適正な管理に努めている。</p>

和歌山県監査公表第12号

令和4年9月6日付け監査報告第11号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年3月24日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 谷 洋 一
 和歌山県監査委員 多 田 純 一

県土整備部道路保全課

監査実施年月日 令和4年9月1日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>指摘事項 道路照明灯の電気料金に係る契約手続の不備等により、光熱水費の過払等が発生していたので、更に調査を進め、原因を究明するとともに、今後このようなことのないよう、事務処理の見直しを行うなど、必要な措置を講じられたい。</p>	<p>指摘事項 令和4年11月に調査及び原因究明が完了した。 また、今回判明した原因を踏まえ、道路照明灯電気契約事務に係る手引書を作成し、各建設部に適正な契約手続の徹底を依頼した。 なお、電気料金の支払に当たっては、当該手引書に基づき、本課及び各建設部の双方において確認を行うこととした。</p>